



図書館向けデジタル化資料 送信サービスについて ～サービスの概要～

平成25年9月
国立国会図書館

資料デジタル化の歩み

- 平成12年度から資料デジタル化実施
 - 著作権処理を行いインターネットで公開
- 平成21年著作権法改正
 - 国立国会図書館の資料を保存する目的でデジタル化が可能に
 - 大規模デジタル化事業（平成21~22年度）
- 平成24年著作権法改正
 - デジタル化資料を全国の図書館等で利用することが可能に

平成21年著作権法改正

- 著作権法第31条第2項の新設

「国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録（中略）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。」

- 平成22年1月施行

デジタル化資料提供状況

平成25年8月末時点（概数）

提供種別	インターネット 公開	館内限定提供	合計
図 書	34万点	56万点	90万点
古 典 籍	7万点	2万点	9万点
雑 誌	0.5万点	104.5万点	105万点
博士論文	1.5万点	12.5万点	14万点
(その他)	4万点	4万点	8万点
合 計	47万点	179万点	226万点

平成24年著作権法改正①

- 著作権法第31条第3項の新設

「国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。」

- 平成25年1月施行

平成24年著作権法改正②

- 対象機関：「図書館等」
- 対象資料：「絶版等資料」
- 利用方法
 - 閲覧：「公衆に提示することを目的」
「自動公衆送信」
 - 複写：「著作物の一部分」
「一人につき一部」

図書館向けデジタル化資料 送信サービス（図書館送信）

- これまで国立国会図書館内でしか利用できなかったデジタル化資料が全国の図書館等で利用可能に。
- 図書館間貸出サービスでは借りられない資料もデジタル化資料として利用できる。
- 資料の配送に掛かる時間や貸出期間などの制約がない。
- 送信先機関では、デジタル化資料の閲覧・複写サービスを提供できる。

資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会

http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization_consult.html

- 国立国会図書館と権利者、出版者等の関係者間の協議の場として設置（平成20年～）
- 図書館への限定送信に関するワーキングチーム設置（平成23年11月～）
- 図書館等への限定送信に関する合意事項（平成24年11月）

送信先機関

- 著作権法第31条第1項の適用がある
図書館等
 - 公共図書館
 - 大学図書館、高等専門学校図書館
 - 防衛大学校、海上保安大学校等の図書館
 - 国公立美術館・博物館等
 - 国公立調査研究機関等
 - 文化庁長官指定：東京商工会議所、経団連、JST、国際交流基金等の図書館等

※司書又はそれに相当する職員の配置が必要

送信対象資料①

- 絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（著作権法第31条第1項第3号）
 - ＝市場に流通在庫がなく、かつ商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難な資料
 - ※オンデマンド出版されている資料及び電子書籍として流通している資料は入手可能なものとして扱う

送信対象資料②

- 図書（明治期～1968年受入）
 - 戦前期刊行のもの
 - 戦後期刊行で入手困難なもの
 - ※漫画、絵本は留保
 - ※1968年までに初巻を受け入れた全集や多巻物資料等、1969年以降受入の図書を一部含む
- 古典籍
- 雑誌（明治期～2000年刊行）
 - 著作権管理事業者による管理著作物以外
 - ※商業出版された資料は留保
- 博士論文（1991～2000年度受入）
 - 商業出版されていないもの

送信対象資料③

- 「デジタル化資料の図書館送信に伴う手続」のページで送信対象候補リストを公開中

http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digi_distribution.html

図書(戦前)	218,331点
図書(戦後)	296,765点
古典籍	19,257点
雑誌	669,341点 (9,458タイトル)
博士論文	117,210点

送信対象資料④

- 事前除外手続（2013年7月～11月）
 - 出版者及び著作(権)者からの申出に基づいて、除外基準に該当する資料を送信対象から除外
- 事後除外手続（2014年1月～）
 - 送信開始後も除外申出を随時受付

送信対象資料⑤

インターネット公開 約47万点

送信先機関内
(除外手続を経て送信する資料を選定)

国立国会図書館内 約179万点

利用方法①

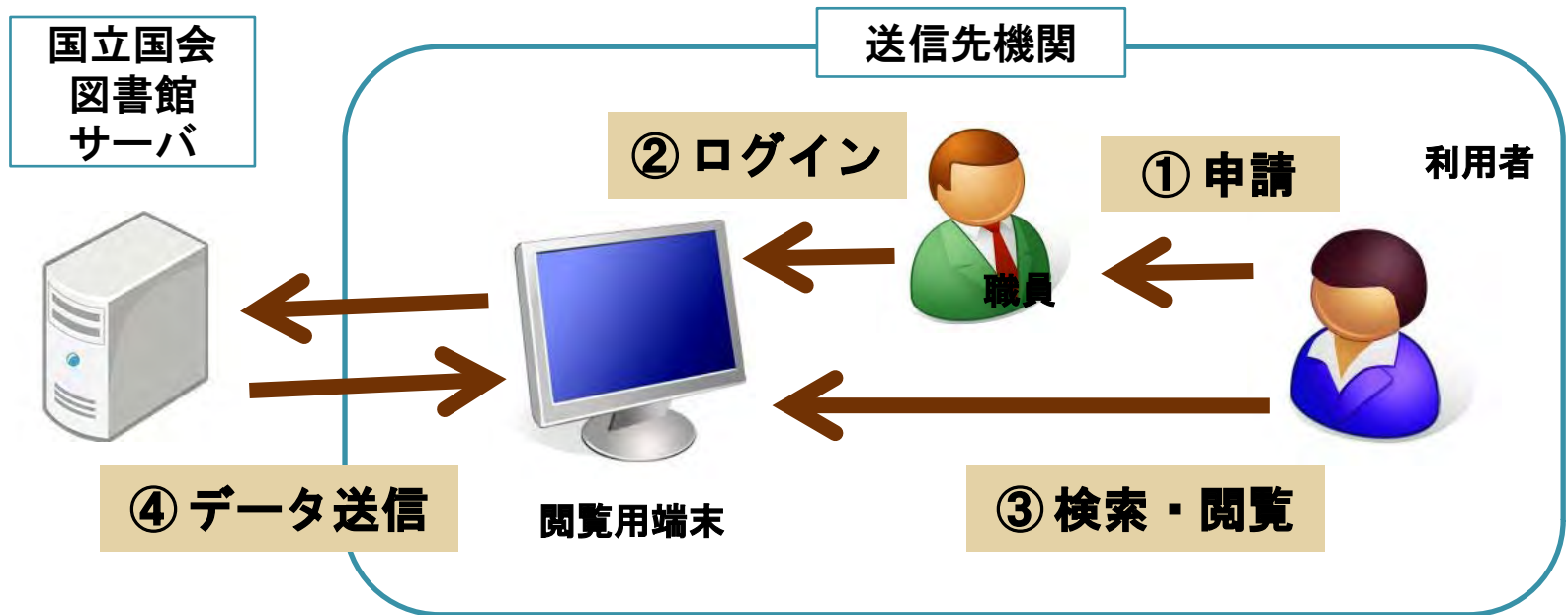
● 申請手続

- 現行の図書館間貸出制度に準じた申請制度
- 申請時確認事項
 - 機関の設置根拠（設置条例など）
 - 機関の運営状況（利用規則など）
 - 閲覧室、閲覧席の状況
 - デジタル化資料を閲覧する環境（機器、ネットワーク等）
- 定期的な要件の再確認

利用方法②

● 閲覧

- 利用者の申請を受けて図書館職員がログイン
- 利用者が端末でデジタル化資料を閲覧
- 図書館施設内での利用に限定



利用方法③

● 複写

- 利用者の申請を受けて図書館職員が複写製品を印刷
(利用者自身によるセルフコピーは不可)
- 著作権法の範囲内であることを図書館職員が確認
- 複写記録を作成



今後のスケジュール

- 平成25年

10月 申請受付開始

～11月 事前除外手続

→平成26年1月に送信する
資料を選定

- 平成26年

1月 図書館送信開始